

ブランド・イメージ回復事業に補助金

村では、福島第一原発事故により生じた風評被害対策として、特産品等の販売促進の事業や広く中島村を広報する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○補助対象者

村特産品の販売促進に資するための事業を実施する中島村内に住所を有する団体、法人

○補助金額

補助対象費の5分の4以内の額（1事業80万円を限度）

○補助対象事業

物産展の開催、商品開発、地域産業6次化の推進、地域復興イベントの実施など。

○補助対象とならない経費

食糧費、事業構成員に支給する報酬、報償等、他の補助事業と重複する事業、専ら個人、事業者の資産を形成するための事業、義援金、倍賞金等の現金支給、法令等に基づき負担が義務づけられている経費等

○補助金の申請

事業を開始前に次の書類を添えて村企画振興課へ持参ください。

- ・補助金申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式2号）
- ・収支予算書
- ・その他村長が必要と認める書類

○補助金の支払い

補助金の支払いは、原則事業完了後になります。

○補助金の実績報告

事業完了後、事業完了した日から2週間以内に企画振興課へ提出ください。

○その他

予算枠、諸条件がありますので、申請前に団体等の規約、事業概要がわかる資料等を持参のうえ、企画振興課へお越しください。

お問い合わせは、中島村役場企画振興課 TEL 52-2113